

福祉のまちづくり条例 事前協議の一般的な流れ

事前協議書
作成

建築場所の市または
土木事務所の窓口へ提出

協議終了
(協議済み)

建築確認申請

※注1) 事前協議の提出窓口は、建築場所の住所によって異なりますので、下記問い合わせ先をご覧ください。
 ※注2) 神奈川県、横浜市、川崎市はそれぞれ「福祉のまちづくり条例」を施行しており、整備基準も異なりますので、ご注意ください。

お問合せ先

○建築物についての事前協議の提出、ご相談は下記へ 平成19年12月現在

| 建築場所の市町村 | 部署 | 電話 | 適用される条例 |
|--------------------------|--|--|---------|
| 横浜市 | 横浜市 まちづくり調整局建築環境課 | 045-210-9928 | 横浜市条例 |
| 川崎市 | 川崎市 まちづくり局建築指導課 | 044-200-3026 | 川崎市条例 |
| 横須賀市 | 横須賀市 都市部建築指導課 | 046-822-9534 | 神奈川県条例 |
| 平塚市 | 平塚市 都市政策部建築指導課 | 0463-21-9731 | |
| 鎌倉市 | 鎌倉市 都市計画部建築指導課 | 0467-23-3000 | |
| 藤沢市 | 藤沢市 計画建築部建築指導課 | 0466-50-3539 | |
| 小田原市 | 小田原市 都市部建築指導課 | 0465-33-1435 | |
| 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎市 都市部建築指導課 | 0467-82-1111 | |
| 相模原市 | 相模原市 都市建設局まちづくり計画部建築指導課 | 042-769-8253 | |
| 秦野市 | 秦野市 都市部建築指導課 | 0463-83-0883 | |
| 厚木市 | 厚木市 都市部建築指導課 | 046-225-2432 | |
| 大和市 | 大和市 都市部建築指導課 | 046-260-5427 | |
| 逗子市、三浦市、葉山町 | 神奈川県 横須賀土木事務所計画建築部建築指導課 | 046-853-8800 | |
| 伊勢原市、大磯町、二宮町 | 神奈川県 平塚土木事務所計画建築部建築指導課 | 0463-22-2711 | |
| 寒川町 | 神奈川県 藤沢土木事務所 計画建築部まちづくり・建築指導課 (平成20年4月1日以降は平塚土木事務所が担当します) | 0466-26-2111 平成20年4月1日以降は 0463-22-2711 | |
| 箱根町、真鶴町、湯河原町 | 神奈川県 小田原土木事務所 計画建築部まちづくり・建築指導課 | 0465-34-4141 | |
| 座間市 | 神奈川県 相模原土木事務所 計画建築部まちづくり・建築指導課 | 042-745-1111 | |
| 海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村 | 神奈川県 厚木土木事務所計画建築部建築指導課 | 046-223-1711 | |
| 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 | 神奈川県 松田土木事務所 計画建築部まちづくり・建築指導課 | 0465-83-0331 | |

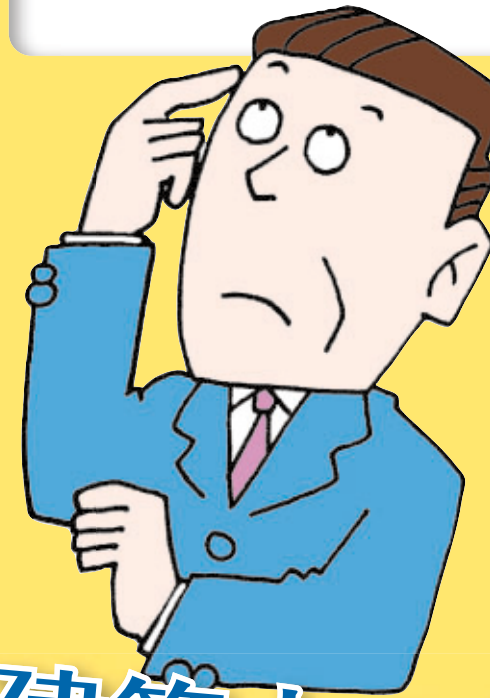
このリーフレットや条例全体に関することは下記へ

| 福祉のまちづくり条例所管課 | 電話 | ホームページURL |
|----------------------------|----------------------|---|
| 神奈川県 保健福祉部 地域保健福祉課 | 045-210-4750 (直通) | http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/tiikihoken/mati/index.htm |
| 横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 | 045-671-4049 (直通) | http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi/ |
| 川崎市 まちづくり局 総務部企画課 | 044-200-2715 (直通) | http://www.city.kawasaki.jp/50/50kikaku/home/fukumachi/fukumachi.htm |

発行：横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
発行日：平成20年1月 制作：企業組合エコ・アド 横浜市広報印刷物登録 第190489号（類別C-EC060）



福祉のまちづくり条例の 事前協議が必要です！



建築確認前に
大切なことを
忘れて
いませんか？

建築士の皆さん！

バリアフリーを
実現するのは
あなたです。



神奈川県
横浜市
川崎市

どうして、福祉のまちづくり条例に適合させなければならぬのでしょうか？

顧客満足度 (CS) の高い建物！

バリアフリー化に多少費用がかかっても、お年寄りや、子ども連れの方、障害のある方など、みんなが喜んで利用できるからです。



法令違反の建物はダメ！

コンプライアンス（法令遵守）の観点から、条例の整備基準を遵守しなければならないからです。



長期的に見ることが必要！

条例の整備基準に適合していないと、結局、その後の改修費用等がかかります。

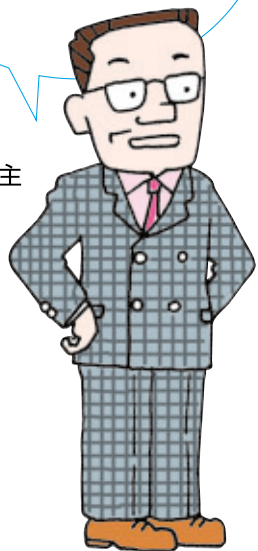


建築物のバリアフリー化に向けて

建築士の皆さんからも施主の方へのご提案やご説明をお願いします。

古いアパートを建て替えたいが、使う人が限定されているし、福祉のまちづくり条例に適合させる必要はあるかな？

施主



高齢化が進むなか、誰もが使いやすいバリアフリー化されたマンションが当たり前になると思いますよ。

建築士



事前協議の対象となる主な建築物

教育施設や文化施設、医療・福祉施設、商業施設、宿泊施設や共同住宅など、不特定多数の人が利用する施設（建築場所の住所により、建築物の規模が異なります。詳しくは裏面のお問合せ先まで。）



建築物のバリアフリー化のポイントは…

移動のしやすさ

- ・ 通路や出入口、廊下の幅員の確保（経路、必要な寸法、形状等）
- ・ エレベーターの整備（適切な形状、かごの大きさ等）
- ・ 計画的な視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ・ 車いす使用者用駐車区画の設置



こちらのショッピングセンターは、子ども連れでのお買い物にとっても便利！！今度はお友達を誘って来よう。

分かりやすさ、使いやすさ

- ・ 統一的なデザインによる案内（配置の適切さ、分かりやすさ）
- ・ 広めな便所の整備
- ・ 使いやすい取っ手



障害のある人に優しい建物は、みんなに優しい建物だと思います。そんな建物を利用すると、つくった人の優しさ伝わってきます。

安全に利用できるため

お客様に快適にご利用いただけるよう、積極的にバリアフリー化を進めています。おかげさまで、多くのお客様に来ていただけるようになりました。

- ・ 段差を解消させるスロープの設置
- ・ 転落防止のための階段への適切な手すりの設置
- ・ 突起物による衝突防止等



このマンションは、バリアフリー化されていて、いつまでも安心して暮らしていけそうなので、買うことに決めました。

以上のことにご留意いただき、建築物の計画をお願いします。

これらに加えて、バリアフリー化のかくし味に、あなたの思いやりの気持ちを注いで下さい。

